


一般財団法人 RESTART JAPAN 財団

募集期間	2026年6月30日
応募資格	<p>当財団の奨学生となる者は、次の各号のいずれにも該当しなければなりません。</p> <p>①応募年の4月1日時点において22歳以下であること。</p> <p>②日本国籍を有し、日本国内の高等学校、専門学校又は大学に在籍していること。</p> <p>③ポピュラー音楽、クラシック音楽その他これらに類する音楽分野において、演奏、歌唱、創作その他の音楽活動に取り組んでいる者であること。なお、音楽分野は、ジャンルを問わずボーカル、器楽演奏、作曲、編曲その他これらに準ずる実演・創作活動を含むものとする。</p> <p>④学業に意欲があり、かつ経済的理由により、修学又は音楽活動の継続に支援を必要とすること。</p> <p>⑤給付期間すべてに在籍していること（休学は除く）</p> <p>⑥志願者が応募年4月1日の時点で18歳未満の未成年の場合、保護者（※血縁の有無を問わない）の合意が得られていること</p> <p>※血縁関係のない保護者：里親（児童福祉法に基づく）、法定後見人（未成年後見人等）、児童養護施設等の職員等</p> <p>⑦学業成績が優秀であること（下記のいずれかに該当すること）</p> <p>ア. 大学生、専門学校生（在校生）の場合、大学・専門学校入学時から直近までの学業成績において、GPA(平均成績)が2.4以上であること</p> <p>イ. 大学生、専門学校生（新入生）の場合、高等学校3年生時における評定平均が3.5以上であること</p> <p>ウ. 高等学校生（在校生）の場合、前学年時における評定平均が3.5以上であること</p> <p>エ. 高等学校生（新入生）の場合、中学校3年生時の成績に基づく5教科（国語・数学・英語・理科・社会）の評定より算出した代替指標の数値が3.0以上であること</p> <p>オ. 高等学校卒業程度認定試験の合格者であること</p>
金額	年額 360,000円 給付 ：令和8（2026）年4月1日～令和9（2027）年3月31日
URL	https://restartjapan.jp/ 

※ 奨学金を希望する場合は、県立前橋高校 事務室までご連絡ください。

※ URLより、要項を必ず確認してください。